安芸高田市暮らしの便利帳協働発行事業者募集要領

1　趣旨

市民の暮らしに役立つ地域情報や行政サービスなどの情報を掲載する情報誌「安芸高田市暮らしの便利帳」を発行し配布する業務を、安芸高田市（以下「市」という。）と協働で実施する事業者等（以下「発行事業者」という。）を公募し、選定するため、必要な事項を定める。

2　業務の概要

別紙「安芸高田市暮らしの便利帳協働発行事業仕様書」のとおり

3　参加する者の資格要件

プロポーザルの参加資格は次のとおりとし、公募開始の日を基準日として全ての要件を満たしていること。なお、最優秀候補者決定までの間に要件を満たさなくなった場合及び虚偽の申告を行った場合は失格とする。

(1) 国税、地方税等の滞納がないこと。
(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(3) 安芸高田市競争入札参加資格者名簿（物品等）に登録された者であること。
(4) 公告の日から協定を締結した日までの期間において、建設業者等指名除外要綱（平成 16 年安芸高田市訓令第 77 号）第 2 条第 1 項に規定する指名除外等の措置を受けていない者であること。
(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
(6) 破産法（平成 14 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てをしている者でないこと。
(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

4　選考日程及び選考方法

(1) 選考日程

2026 年 6 月 1 日（月）　公募開始
2026 年 6 月 5 日（金）　午後 5 時 質問の受付期限
2026 年 6 月 10 日（水）　午後 5 時 質問に対する回答
2026 年 6 月 15 日（月）　午後 5 時 参加表明書の受付期限
2026 年 7 月 15 日（水）　午後 5 時 企画提案書提出期限

2026年7月下旬　選考・最優秀提案者決定
2026年7月27日（月）　選考結果通知・公表
2026年8月上旬　協定書の締結

(2)選考方法
選考委員が提案書の内容を確認し、評価基準に基づき選考する。提案者からの説明の機会は設けないが、提案書の内容に疑義がある場合、事務局から提案者に内容の確認をすることがある。

5　参加の申込
本公募に参加を希望する者は、次のとおり参加表明書（様式第1号）を提出すること。
(1)提出期限
2026年6月15日（月）午後5時必着
(2)提出方法及び提出先
Ｅメールで安芸高田市総務部総務課（sohmu@city.akitakata.jp）宛

6　企画提案書の提出等
(1)提案者は提案書（様式第4号）、及び以下の内容を記載した企画提案書を提出するものとする。なお、企画提案書は任意の様式で作成すること。

項目	内容
様式	Ａ4横版、両面印刷 ※社名ロゴ等の提案者を識別できる情報は使用禁止
記載事項	別紙「評価基準表」を参考に、次の項目を記載すること。ただし、項目を網羅していれば項目の順序等を変更してもよい。 (1)他市町での発行の実績 (2)取組方針及び紙面構成 ・取組や編集の方針 ・地域情報など行政情報以外の情報の内容 ・2016年度版安芸高田市暮らしの便利帳を基準とした改善点等 (3)紙面デザイン ・「表紙」、「行政情報」、「地域情報などの行政情報以外の情報」などの各ページの内容と紙面イメージ ・冊子の仕様 ・デザインの工夫等 (4)広告 ・広告の募集体制・スケジュール、広告主の信用調査、安芸高田市広告掲載事業実施要綱及び安芸高田市広告掲載基準に準拠していることの確認方法 (5)配布方法 ・市内全世帯へ確実に冊子を配布する方法

	・未配布世帯からの問合せの体制 (6)市と発行事業者の役割、スケジュール ・冊子内容の企画など制作段階、広告募集など発行段階での役割 ・制作段階の人員体制 ・発行段階での人員体制 ・協定締結後の準備、広告営業、編集、校正、印刷、配布スケジュール等
提出期限	2026 年 7 月 15 日（水）午後 5 時必着
提出方法	持参又は郵送により、紙媒体 6 部及び電子データ（CD-R1 枚）を提出。なお、郵送により提出する場合は発送した旨を安芸高田市総務部総務課へ電話連絡すること。
提出先	〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 安芸高田市総務部総務課（安芸高田市役所第 2 庁舎 2 階） 電話番号 0826-42-5611
企画提案書に関する問合せ	問合せは、2026 年 6 月 5 日（金）午後 5 時までにＥメール（sohmu@city.akitakata.jp）で行うこと。電話等による口頭での問合せには対応しない。 問合せ及び回答内容は、2026 年 6 月 10 日（水）午後 5 時までに市ホームページで公表する。また、全ての問合せ者にＥメールで回答する。

(2)提出された書類は返却しない。
(3)企画提案書の著作権は提案者に帰属する。
(4)提案は 1 案とする。
(5)提出された企画提案書は、本事業の選定以外の目的では使用しない。
(6)提出後の資料の追加及び修正は認めない。

7　最優秀提案者の選定
(1)選定方法
　別紙「評価基準表」に基づいた審査の結果、評価点の合計が最も高い者を最優秀提案者とする。
(2)選定結果通知
　選定結果は、2026 年 7 月 27 日（月）に提案者全員に対してＥメールで通知する。また、市ホームページで最優秀提案者名を公表する。なお、審査内容については問合せに応じない。

8　最優秀提案者提出書類
最優秀提案者は、次の書類を市へ提出すること。
(1)提出書類
ア　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）　※3 か月以内に発行されたものに限る。
イ　納税証明書（直近 1 年度分）
　国及び申請者の所在地における地方公共団体が証明する次の書類

（ア）国税 法人税、消費税及び地方消費税等
（イ）都道府県民税 法人都道府県民税、法人事業税等
（ウ）市町村税 法人市町村税、固定資産税等

(2)提出部数

各1部

(3)提出方法

持参又は郵送

9　協定の締結

(1)最優秀提案者と市との間で協定条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を発行事業者として協定の相手方とし、協定を締結する。

また、この協議において、最優秀提案者からの提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(2)次のいずれかに該当する場合は、最優秀提案者を取り消し、本要領7の選定において次に得点が高い者を最優秀提案者とし、交渉するものとする。

ア 本要領3の条件を満たしていないと判断された場合
イ 市が指定した期日までに本要領8の提出書類の提出がない場合
ウ 協定締結が不調に終わった場合

10 その他

(1)公募に要した費用は、全て提案者の負担とする。
(2)提案を辞退する場合は、速やかに総務課に連絡すること。
(3)この公募の事務局を下記のところに置く。

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田791
安芸高田市総務部総務課（安芸高田市役所第2庁舎2階）
電話番号 0826-42-5611　FAX 0826-42-4376
Ｅメール sohmu@city.akitakata.jp